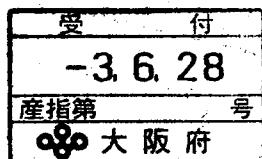


産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和3年 6月 30日

大阪府知事 殿

提出者



住所 大阪府堺市北区長曾根町3083番地9

氏名 パナソニックホームズ(株)近畿支社 大阪南支店 支店長 田北大介

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-257-7172

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物

処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	パナソニックホームズ株式会社 近畿支社 大阪南支店、
事業場の所在地	大阪府堺市北区長曾根町3083番地9
事業の種類	総合建設業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

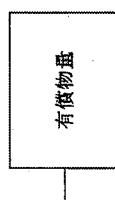
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1202.652t	全処理委託量	1202.652t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への 処理委託量	680.275t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への 処理委託量	1202.643t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への 処理委託量	0t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃プラスチック類)



項目	実徴値
①排出量	1
②自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0
③自ら再生利用した量	0

項目	実徴値
④自ら中間処理した量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0

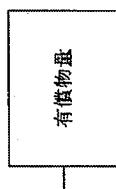
項目	実徴値
⑥自ら中間処理した後の残さ量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑧自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑨自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分又は海上洋投入処分した量	0

⑩自ら中間処理した後、自ら再生利用した量	0	⑪のうち再生利用業者への処理委託量	1
⑪のうち中間処理した後、自ら埋立処分又は海上洋投入処分した量	1	⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑫のうち中間処理した後、自ら埋立処分又は海上洋投入処分した量	0	⑬のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1
⑬のうち中間処理した後、自ら埋立処分又は海上洋投入処分した量	1	⑭のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭のうち中間処理した後、自ら埋立処分又は海上洋投入処分した量	0	⑮のうち熱回収認定業者への処理委託量	1
⑮のうち中間処理した後、自ら埋立処分又は海上洋投入処分した量	1	⑯のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑯のうち中間処理した後、自ら埋立処分又は海上洋投入処分した量	0	⑰のうち熱回収認定業者への処理委託量	1
⑰のうち中間処理した後、自ら埋立処分又は海上洋投入処分した量	1	⑱のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑱のうち中間処理した後、自ら埋立処分又は海上洋投入処分した量	0	⑲のうち熱回収認定業者への処理委託量	1
⑲のうち中間処理した後、自ら埋立処分又は海上洋投入処分した量	1	⑳のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑳のうち中間処理した後、自ら埋立処分又は海上洋投入処分した量	0	㉑のうち熱回収認定業者への処理委託量	1

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類)



不要物等発生量
①

有償物量
②

排出量
①

実績値
④

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
③

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑤

⑪のうち再生利用
業者への処理委託量
⑫

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑥

⑪のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑬

直接及び自ら
中間処理した後
の
処理委託量
⑭

⑪のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量
⑮

⑪

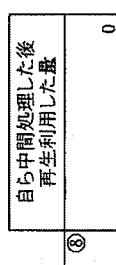
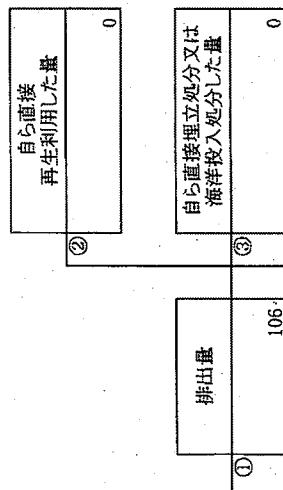
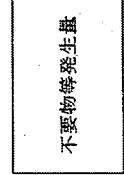
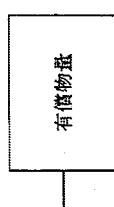
0

項目	実績値	自ら中間処理した後 の残さ量 ⑨	自ら中間処理による 減量 ⑦	直接及び自ら 中間処理した後 の 処理委託量 ⑪	⑪のうち優良認定 業者への 処理委託量 ⑯
①排出量	419.	0	0	419.	0
②+③自ら再生利用を行った量	0	0	0	0	0
⑤自ら中間処理により減量した量	0	0	0	0	0
③+⑤自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0	0	0	0	0
⑩全処理委託量	139.	0	0	419.	0
⑪優良認定業者への 処理委託量	139.	0	0	419.	0
⑫再生利用業者への処 理委託量	410.	0	0	410.	0
⑬熱回収認定業者への處 理委託量	0	0	0	0	0
⑭熱回収を行う業者への處 理委託量	0	0	0	0	0

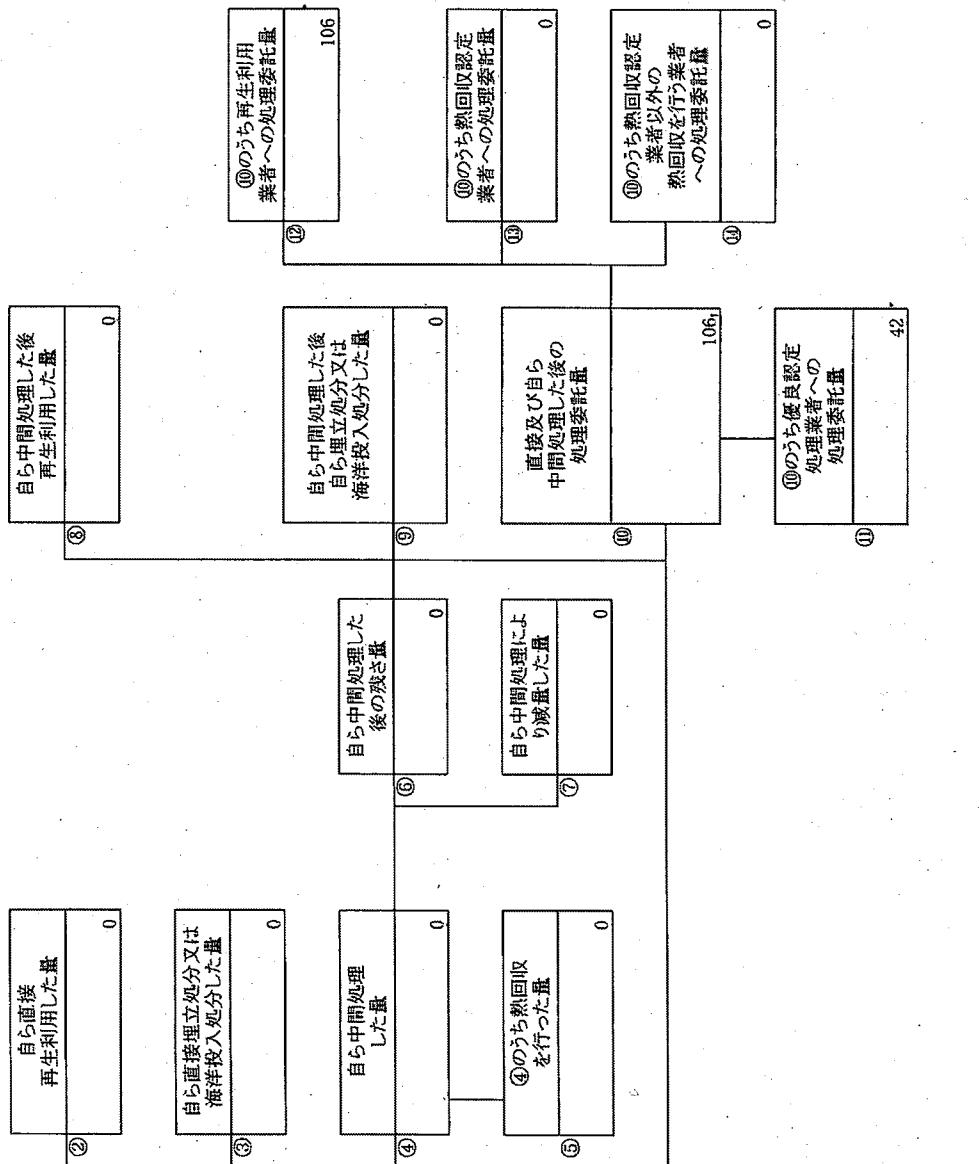
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 建設系混合廃棄物)



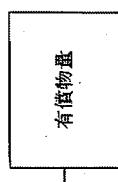
項目	実績値	
①排出量	106	
②+③自ら再生利用を行った量	0	
④自ら熱回収を行った量	0	
⑤自ら中間処理により減じた量	0	
⑥+⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	
⑩全処理委託量	106	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	42	
⑫再生利用業者への処理委託量	106	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	
⑭熱回収認定業者以外の処理委託量	0	



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 建設工事の木くず)



項目	実績値
①排出量	118
②自ら直接再生利用した量	0
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0
④自ら中間処理した量	0
⑤④のうち熱回収を行った量	0
⑥自ら中間処理により減量した量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑧自ら中間処理した後、自ら理立処分又は海洋投入処分した量	0
⑨自ら中間処理した後、自ら再生利用した量	0
⑩自ら中間処理した後、直及び自ら中間処理した後の残さ量	0
⑪自ら中間処理した後、直及び自ら中間処理した後の処理委託量	118
⑫自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑬自ら中間処理した後、業者への処理委託量	118
⑭自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑮自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑯自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑰自ら中間処理した後、業者への処理委託量	85

項目	実績値
①排出量	118
②自ら再生利用を行った量	0
③自ら熱回収を行った量	0
④自ら中間処理により減量した量	0
⑤自ら中間処理により減量した量	0
⑥自ら中間処理した後、自ら理立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑦自ら中間処理した後、自ら再生利用した量	0
⑧自ら中間処理した後、直及び自ら中間処理した後の残さ量	0
⑨自ら中間処理した後、直及び自ら中間処理した後の処理委託量	118
⑩自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑪自ら中間処理した後、業者への処理委託量	118
⑫自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑬自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑭自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑮自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑯自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑰自ら中間処理した後、業者への処理委託量	85

項目	実績値
①排出量	118
②自ら直接再生利用した量	0

③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0
④自ら中間処理した量	0
⑤④のうち熱回収を行った量	0
⑥自ら中間処理により減量した量	0
⑦自ら中間処理した後、自ら理立処分又は海洋投入処分した量	0
⑧自ら中間処理した後、自ら再生利用した量	0
⑨自ら中間処理した後、直及び自ら中間処理した後の残さ量	0
⑩自ら中間処理した後、直及び自ら中間処理した後の処理委託量	118
⑪自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑫自ら中間処理した後、業者への処理委託量	118
⑬自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑭自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑮自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑯自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0
⑰自ら中間処理した後、業者への処理委託量	0

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：伐採材・伐根材)

不要物等発生量

有償物量

自ら直接
再生利用した量

自ら中間処理した後
再生利用した量

排出量
① 8

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
② 0

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
③ 0

項目 実績値
①排出量 8
②+③自ら再生利用を行った量 0
⑤自ら熱回収を行った量 0
⑦自ら中間処理により減量した量 0
③+④自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った量 0
⑪全処理委託量 8
⑪優良認定処理業者への
処理委託量 8
⑫再生利用業者への処理
委託量 8
⑬熱回収認定業者への處
理委託量 0
⑭熱回収認定業者以外の
熱回収を行ふ業者への處
理委託量 0

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
④ 0

自ら中間処理
した後の残さ量
⑥ 0
④のうち熱回
收を行った量
⑤ 0

直接及び自ら
中間処理した後
の処理委託量
⑨ 0

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑪ 0
⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行ふ業者
への処理委託量
⑫ 0

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
⑪ 8

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。